

避難行動要支援者登録制度

～もしもの災害に備えて～

令和4年(2022年)7月 岡谷市発行

■どのような制度ですか？

自然災害が頻発するようになり、本市でも令和3年8月の大雨により甚大が被害が及びました。あらかじめ要支援者登録をしておくことで、有事に支援を受けやすくなります。「防災情報に気づけるか心配…」「一人では避難できない」「親族の緊急連絡先を知らせておきたい」など、避難に不安のある方は登録をしましょう。

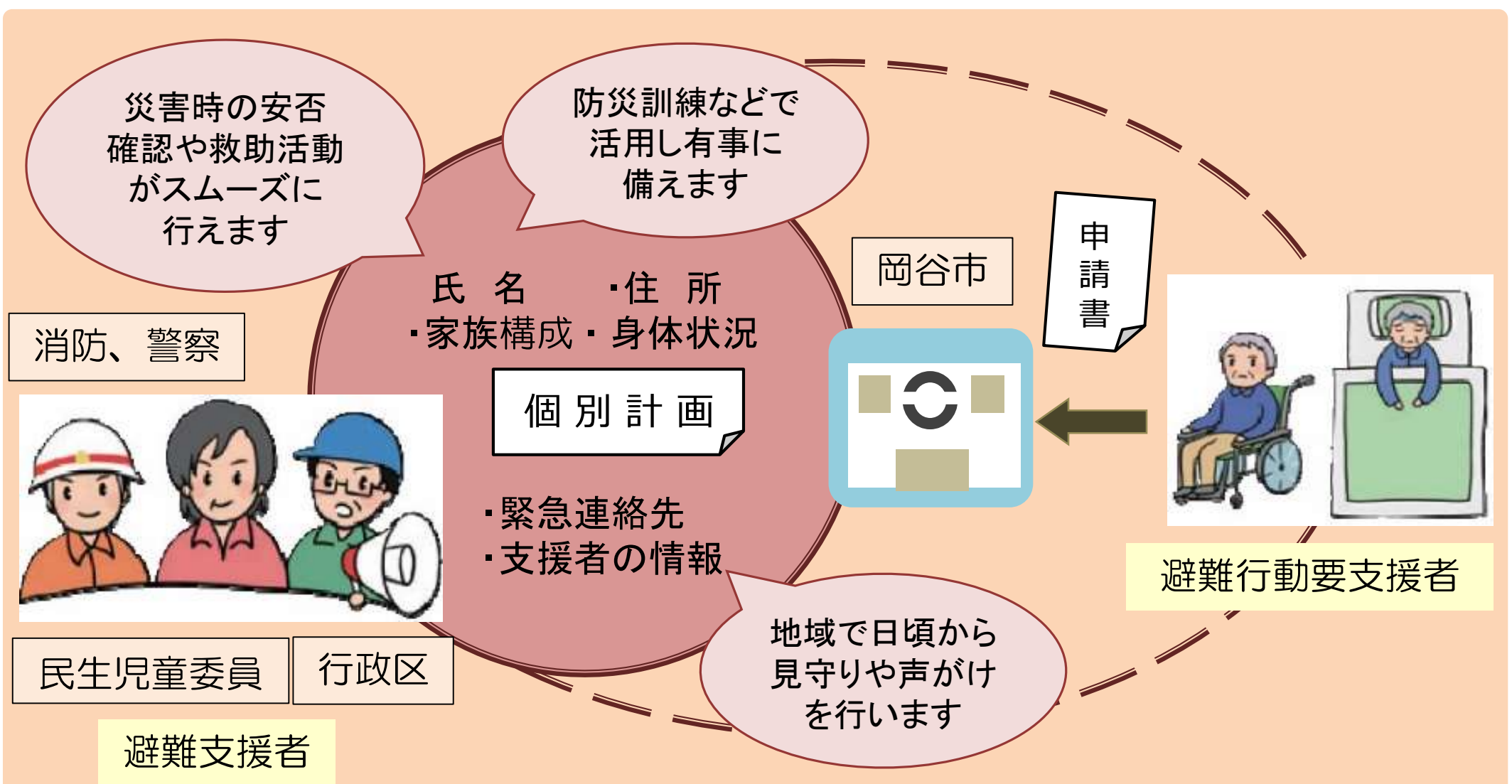
■登録の対象はどのような人ですか？

- ① 要介護認定3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する方（心臓、腎臓機能障害のみの方を除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らしの方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 本人又は親族等から名簿への登録の申出のあった方及び避難支援等関係者（消防、警察、民生児童委員、行政区など）が名簿への登録を必要と認めた方
（①～⑤の要件には該当しないが、災害発生時の避難に不安のある方）

例) 高齢者で独居の方、高齢者のみで暮らす世帯、
日中・夜間に独居状態になる高齢者 など

施設入所・入院中
は対象外です

■具体的には誰が、何をするのですか？【イメージ図】



手続きの方法

「避難行動要支援者登録制度」に登録するには、手助けを必要とする方が自ら希望して、申請をしていただく仕組みとなっています。

申請書（個別計画）に必要事項を記入し、

①市役所社会福祉課 または ②お住まいの地域の民生児童委員 にご提出ください。

個人情報の提供に関する同意について

関係者に対して、地域での避難支援に必要な個人情報を提供し、災害時の支援に活用してもらいます。このため、申請の際には要支援者ご本人の同意が必要となります。

○避難支援者とは・・・

避難行動要支援者に対し、災害が発生しそうな場合や発生したときに、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりといった支援を行ってくれる人を言います。

ご自身で見つけられないときには、未記入でも構いません。まずは、登録していただくことをお勧めします。

○個人情報の取り扱いについて

市及び必要な関係者のみにおいて適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

個人情報

個人情報

秘

日頃からの備えとご近所の力が、命を守ります

災害発生直後の救援活動や避難の際には、ご近所で声を掛けあい、助け合うことが被害を抑える大きな力となります。避難行動要支援者登録制度の主旨にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

また、お互いにあいさつを交わす、地域の防災訓練に声を掛け合って参加するなど、普段からの心がけで安全安心なまちづくりに努めましょう。

- 「自助」 自らの身は自ら守る
- 「互助」 向こう三軒両隣が自発的に助け合う
- 「共助」 自分たちの地域は自分たちで守り
地域のみんなでともに支え合う
- 「公助」 行政が市民を支援する

お住まいの**行政区**に
加入しましょう!!



支援者や関係者による任意の協力による地域活動であり、名簿への登録によって災害時の支援を保証するものではなく、避難に関して法的責任を負うものではありません。

お問合せ

岡谷市役所 健康福祉部 社会福祉課 市庁舎 2階

電話 0266-23-4811(内線1251) ファックス 0266-22-8492